



答 申

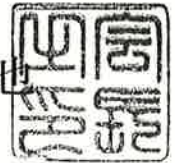
議会改革検討協議会において、検討結果を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

令和 4年 6月24日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会

会長 笠 本 俊



議会改革検討協議会では、令和3年7月の設置以降、各会派から提案された21項目のうち、7項目について、早期に取り組むべきものとして、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

## 1 タブレット端末の利用拡大〔5項目〕

(本会議での活用、ペーパーレス、プライベート使用、研修会、メール)

議案等の審査の効率化やペーパーレス化の推進、タブレット端末の活用  
の自由度の向上等を図るため、タブレット端末の利用拡大に向け、次の  
とおり取り組むことが適当である。

- ・ タブレット端末について、本会議の際には、議場への持ち込みを可能とし、委員会審査の際には、原則、委員会室に持ち込み、利用するとともに、議会資料等の閲覧が容易となるシステムを導入する。ただし、試行期間を設け、一定期間、紙資料も併用する。  
なお、利用等に関する方針(案)については、別添1のとおりである。
- ・ 県議会で使用するタブレット端末は、事務局貸与端末と議員調達端末とし、各議員の希望に応じた管理・運用を行う。
- ・ これらの利用拡大に伴い、議員のタブレット端末の更なる習熟度向上に向けた研修会等を必要に応じて実施する。
- ・ なお、タブレット端末の利用においては、メールの送受信に不具合が生じた場合、早急に把握の上、改善策が講じられるよう、引き続き、出来る限りの対応がされるべきである。

## 2 議員の出産に係る産前産後期間への配慮等

(議員の欠席事由に育児や産前産後期間を追加)

男女の議員が活躍しやすい環境整備の一環として、育児を本会議の欠席の事由に追加するとともに、産前産後期間に関する新たな規定を設けるなど、会議規則を改正することが適当である。

なお、会議規則の改正案は別添2のとおりである。

### 3 高校生等の若者が県議会情報に触れる機会を増やすための方策 (県議会ホームページへのアクセスを増やすための取組)

若い世代に対して、県議会に関する情報を広く発信していく観点から、高校生県議会の活動内容の周知強化や高校生等による県議会ホームページの題字の作成等、県議会ホームページへのアクセスの増加に向けて、工夫しながら取り組むことが適当である。

今回のタブレット端末の利用拡大の取組を進めていくにあたり、令和2年7月10日に議会改革検討協議会が答申した「議員用タブレット端末の利用等に関する方針」について、以下のとおり見直すべきである。

## 議員用タブレット端末の利用等に関する方針（見直し案）

（※下線部が見直し箇所）

### 1 利用業務の範囲

議会活動、議員活動に係る内容であることを前提として、ペーパーレスシステムを活用した議案や委員会資料等の議会関係資料の閲覧、インターネットを活用した情報収集、資料の作成、端末へ保存した資料等を活用した県民などへの情報提供や、連絡事項や情報提供に係る資料等のメール送受信、オンラインによる打ち合わせ等の業務に利用する。

### 2 利用場所の範囲

議会棟の内外において利用する。

なお、本会議の際には、議場に持ち込み、利用することができるとともに、委員会審査の際には、原則、委員会室に持ち込み、利用することとする。

### 3 基本的な利用ルール

- (1) タブレット端末は、議会棟の内外において、メールで受信した情報等が随時確認できるよう携帯するか、身近な場所への配置等に努める。
- (2) 私的利用など、議会活動に係らない利用は厳に慎む。
- (3) パスワードの設定や、利用者を議員本人に限るなど、端末の適切な管理に努める。
- (4) 議場や委員会室での利用に当たっては、議案等の審査に資する利用に限る観点から一定の制限を設ける。
- (5) その他必要に応じた規定を設けることとする。

## 山口県議会会議規則第2条の改正案について

(※下線部が改正箇所)

山口県議会会議規則（現行）	山口県議会会議規則（改正案）
<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、家族の看護又は介護その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>